

## 軽井沢町議会議員防災衣貸与内規

(目 的)

第1条 この内規は、議会議員が町内に発生した災害現場等に出向する際に貸与する被服に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与期間)

第2条 被服の貸与期間は、議会議員の任期中とする。

(着用的心得)

第3条 被服は、災害または事業現場等の出向に際し、議長もしくは常任委員長から招集された場合に着用し、常に清潔に努めなければならない。ただし、緊急災害が発生した時はこの限りではない。

(保 管)

第4条 被服は、指定された場所に保管しなければならない。

(処 分)

第5条 貸与期間が満了した被服は、無償で払い下げる。

附 則

この内規は、昭和57年12月14日から適用する。